

長野県地方税滞納整理機構議会事務局規程

平成23年3月28日

長野県地方税滞納整理機構議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県地方税滞納整理機構議会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職及び職務)

第2条 事務局に事務局長及び書記を置く。

2 事務局長は、議長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、書記を指揮監督する。

3 書記は、上司の命を受けて、担当事務を処理する。

(事務の専決)

第3条 事務局長が専決する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 書記の任免及び服務

(2) 通知、照会及び回答等

(3) その他の事務で定型的又は軽易なもの

(局務の処理等)

第4条 局務の処理その他必要な事項は、特に定めのある場合を除くほか、広域連合長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。